

## 静岡県公安委員会規則第23号

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月25日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

静岡県道路交通法施行細則（昭和35年静岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(運転者の遵守事項) <b>第9条</b> 法第71条第6号の規定による車両等の 運転者が守らなければならない事項は、次に 掲げるものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 自転車を運転するときは、携帯電話用装 置を手で保持して通話若しくは操作し、又 は画像表示用装置に表示された画像を注視 しないこと。</u> <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略)	(運転者の遵守事項) <b>第9条</b> 法第71条第6号の規定による車両等の 運転者が守らなければならない事項は、次に 掲げるものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

- この規則は、令和6年11月1日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。